

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月14日
【会社名】	日本精蠟株式会社
【英訳名】	NIPPON SEIRO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井上 寛
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目5番18号
【電話番号】	(03) 3538-3061 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務部長 細田 八朗
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目5番18号
【電話番号】	(03) 3538-3061 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務部長 細田 八朗
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 470,085,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 日本精蠟株式会社 大阪支店 (大阪市北区西天満二丁目6番8号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,815,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は1,000株であります。

- (注) 1. 平成26年2月14日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本第三者割当」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,815,000株	470,085,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	1,815,000株	470,085,000	-

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本第三者割当に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
259	-	1,000株	平成26年3月3日（月）	-	平成26年3月3日（月）

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は本第三者割当に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込みの方法は、本第三者割当の割当予定先との間で総数引受契約を締結することとし、払込期日に後記払込取扱場所にて、金銭の払込を行うものとします。
4. 払込期日までに、本第三者割当の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合、本第三者割当は行われな

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
日本精蠟株式会社 総務部	東京都中央区京橋二丁目5番18号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
三菱UFJ信託銀行株式会社 本店	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】**(1) 【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
470,085,000	3,000,000	467,085,000

(注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本第三者割当による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本第三者割当に係る諸費用の概算額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の内訳は、弁護士費用、書類作成費用等の概算であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額467,085,000円の具体的な使途につきましては、下記のとおり、平成26年度に実施予定である当社徳山工場の既存設備（精製成型設備及び脱油設備）の更新及び改善工事代金に充当する予定であります。なお、以下の資金使途に充当するまでの間、調達した資金は当社銀行口座にて管理いたします。

	具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
	精製成型設備に係る設備投資	338,900	平成26年3月から平成26年12月
	脱油設備に係る設備投資	128,185	平成26年3月から平成26年12月

精製成型設備に係る設備投資

パラフィンワックス精製成型のための原料受入、調合、攪拌、払出及び成型のための制御システム等の更新・改善に係るものになります。

脱油設備に係る設備投資

パラフィンワックス及びマイクロクリスタリンワックス製造のための溶剤脱油装置等の更新・改善に係るものになります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	伊藤忠商事株式会社
	本店の所在地	大阪市北区梅田三丁目1番3号
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第89期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日) 平成25年6月21日 関東財務局長に提出
		(四半期報告書) 事業年度第90期第1四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日) 平成25年8月9日 関東財務局長に提出
事業年度第90期第2四半期(自平成25年7月1日至平成25年9月30日) 平成25年11月14日 関東財務局長に提出		
	事業年度第90期第3四半期(自平成25年10月1日至平成25年12月31日) 平成26年2月14日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社株式112,000株を保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術または取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

(資本・業務提携の理由)

当社は、わが国で唯一の石油ワックス専門メーカーとして、ワックスの様々な用途開拓及び新規製品開発への取り組みを行いながら、主に石油を原料とするパラフィンワックス及びマイクロクリスタリンワックスを中心とした良質のワックスとその副製品を製造・販売しております。当社は、平成25年12月期において、売上高39,543百万円、営業利益299百万円、経常利益275百万円及び当期純利益389百万円をそれぞれ計上しておりますが、原油価格（とりわけワックス生産に最適な東南アジア産原油価格）の上昇に加え、現在進行している円安により、更なる製造コストの増加が懸念されるとともに、当社の取引先である日本企業のアジアへの進出に対応する必要があることから、グローバル化の推進、財務体質の強化、製販体制の効率化、コストの低減、販売力・競争力の強化等に取り組んでいくことが喫緊の課題となっております。

伊藤忠商事株式会社（以下、「伊藤忠商事」又は「割当予定先」といいます。）は、国内外でグループのネットワークを通じた多様な産業・世界各地の市場・顧客情報を有する、総合商社であります。当社と伊藤忠商事は、平成21年まで永きに亘り原油及び重油等の取引実績があり、良好な取引関係を構築しておりました。伊藤忠商事は当社のワックス事業の技術力と将来性を高く評価しており、平成25年10月より当社は、資本参加を含む業務提携を行いたい旨の提案を受けておりました。

当社は、この提案をベースとして当社製品の販売拡大、製品競争力の強化や新市場の開拓などの実現、海外への展開・他の石油製品業者との提携・原材料調達先の確保や伊藤忠商事からの人材派遣等により経営基盤の強化及び効率化とこれからの発展につながるものと判断し、資本・業務提携（以下、「本提携」といいます。）を行うことを2月14日に決定致しました。

このように、当社及び伊藤忠商事が本提携を通じて共同の利益を追求することで、当社は、企業価値向上が期待できるものと考えております。

そして、当社は、経営の安定化及び今後の経済環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、本日現在普通株式4,925,412株（当社発行済普通株式の持株比率は21.99%）を自己株式として所有しているところ、伊藤忠商事との事業関係の拡大及び一層の関係強化を図ることを目的として、本提携の一環として、同社を対象とした第三者割当による自己株式の処分を行うことを決定いたしました。

(注)石油ワックスとは、石油から分離精製した常温において固体の炭化水素のことをいい、パラフィンワックスは炭素数が約20～40、分子量が約300～550のもの、マイクロクリスタリンワックスは炭素数が約30～60、分子量が約500～800のものを総称します。これらの用途は、蝋燭、ゴムの老化防止、ホットメルト接着剤用等多岐に亘っています。なお、パラフィンワックス及びマイクロクリスタリンワックスは、日本工業規格(JIS)により規定されております。

(本提携の内容等)

(1)業務提携の内容

業務提携の内容は以下のとおりとなります。

海外事業展開における協業推進

- ・伊藤忠商事の国内外グループネットワーク活用による当社の海外展開の効率的、効果的な推進。
- ・伊藤忠商事のグローバルソーシング機能の活用による新規原材料の開拓推進。
- ・伊藤忠商事グループの国内外ネットワークの活用による国内外の石油関連企業、その他関連企業との協業、アライアンス等の検討・推進。

当社製品の拡販に関する協業の推進

- ・伊藤忠商事の国内外グループネットワークを通じた国内外における潜在需要の調査・開拓及びそれらに基づいた製品開発の推進。

人材派遣

- ・当社の事業効率化、販売力強化、海外展開支援を推進する人材の伊藤忠商事からの派遣。

(2)資本提携の内容

伊藤忠商事が、本第三者割当により新たに取得する予定の当社株式数、並びに本第三者割当後の発行済株式総数に対する所有割合及び議決権割合は以下のとおりです。

取得する当社株式数 1,815,000株

なお、伊藤忠商事は、本第三者割当前に112,000株を所有しているため、本第三者割当後の所有株式数は1,927,000株になります。

本第三者割当後の発行済株式総数に対する所有割合 8.60%

本第三者割当後の議決権総数に対する議決権所有割合 10.00%

(3)取締役の派遣

本提携における人材派遣の一環として、当社は、事業の効率化やアジアを中心とした海外事業の強化のため、平成26年3月28日開催予定の当社第87回定時株主総会において、伊藤忠商事より指名される1名を取締役(非常勤)候補とする取締役選任のための議案を上程する予定です。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,815,000株

e. 株券等の保有方針

割当予定先からは、当社との関係強化が期待されることを前提に、長期的に継続して当社株式を保有する意向であることを書面により確認しております。

また、当社は割当予定先との間で、払込日から2年以内において割当予定先が本第三者割当により取得した当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告し、当該報告に基づく報告を当社が東京証券取引所に行い、当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先が、平成25年6月21日付で関東財務局長へ提出した第89期有価証券報告書の連結財務諸表に記載の売上高(12,551,557百万円)、総資産額(7,117,446百万円)、純資産額(2,112,619百万円)及び現金及び現金同等物の額(569,716百万円)並びに平成26年2月4日付で公表した第90期第3四半期決算短信の四半期連結財務諸表に記載の売上高(10,740,018百万円)、総資産額(8,077,172百万円)、純資産額(2,441,623百万円)及び現金及び現金同等物の額(536,982百万円)の状況を確認した結果、本第三者割当の払込みに要する資金を充分に有していることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に記載している「当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを基本方針として明文化し、これを実現するために、反社会勢力との対決三原則「恐れない、金を出さない、利用しない」及び具体的対応要領10か条を対応マニュアルとして定め、全社員に対して周知徹底しております。また、反社会的勢力への対応統括部署を人事・総務部内に設置しています。」との内容を確認し、当該割当予定先、その役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその合理性に関する考え方

払込金額につきましては、恣意性を排除した価額とするため当該処分にかかる取締役会決議日の直近1ヶ月間（平成26年1月14日から平成26年2月13日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（円未満切捨て、以下同じ。）262円を基準として、割当予定先と協議のうえ、259円といたしました。また、直近1ヶ月の当社株式の終値の平均値を基準として採用することにいたしましたのは、特定の一時点を基準とするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など、特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く、合理的なものであると判断したためであります。

なお、当該払込金額259円につきましては、取締役会決議日の直前取引日（平成26年2月13日）における当社普通株式の普通取引の終値262円に対し1.15%のディスカウント、直近1ヶ月間（平成26年1月14日から平成26年2月13日まで）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値262円に対し1.15%のディスカウント、直近3ヶ月間（平成25年11月14日から平成26年2月13日まで）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値262円に対し1.15%のディスカウント、直近6ヶ月間（平成25年8月14日から平成26年2月13日まで）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値254円に対し1.97%のプレミアムとなります。かかる払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して決定されたものであり、特に有利な払込金額に該当しないものと判断しております。

上記払込金額につきましては、取締役会に出席した監査役3名全員（うち社外監査役2名）が、直前日の終値及び1ヶ月、3ヶ月の平均値に対して10%未満のディスカウント、6ヶ月の平均値に対してプレミアムであることから日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らして有利発行に該当せず適法である旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模に合理性があると判断した根拠

今回の自己株式処分数量は、普通株式1,815,000株であり、当社発行済普通株式数に占める割合は、8.10%、議決権総数に占める割合は10.40%（自己株式の処分数量に係る議決権数を平成25年12月31日現在の議決権総数17,451個で除した割合）であるため、既存株主に対して希薄化が生じるとともに、割当予定先は当社の主要株主である筆頭株主となる見込みであります。

しかしながら、今回の割当予定先が当社の取引先であり、当社の事業推進の安定化を図ることにより、当社の企業価値向上に資するものであると考えております。

したがって、本第三者割当が、本提携の一環として当社と伊藤忠商事との関係強化を目的として行われ、将来的には既存株主の皆様の利益向上につながるものであることを考慮すれば、本第三者割当による処分数量及び株式の希薄化の規模につきましては、合理的な規模であるものと判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
伊藤忠商事株式会社	大阪市北区梅田三丁目1番3号	112,000	0.64	1,927,000	10.00
株式会社エー・ティ・エス	東京都渋谷区道玄坂1-17-11	1,410,920	8.08	1,410,920	7.32
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2-3-1	1,120,500	6.42	1,120,500	5.81
神田成二	埼玉県さいたま市南区	670,000	3.84	670,000	3.48
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-4-5 (東京都港区浜松町2-11-3)	550,000	3.15	550,000	2.85
株式会社西京銀行	山口県周南市平和通1-10-2	513,000	2.94	513,000	2.66
山九株式会社	東京都中央区勝どき6-5-23	450,000	2.58	450,000	2.34
株式会社サイカンシステム	埼玉県さいたま市見沼区大和田町1-1469	350,000	2.01	350,000	1.82
安藤パラケミー株式会社	東京都中央区日本橋浜町3-2-2	310,000	1.78	310,000	1.61
徳機株式会社	山口県周南市港町11-1	300,000	1.72	300,000	1.56
計	-	5,786,420	33.15	7,601,420	39.45

- (注) 1. 平成25年12月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。なお、同日現在、自己株式4,925,412株を保有しており、本第三者割当前においては、総議決権は17,451個として、議決権所有割合を計算しております。
2. 本第三者割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年12月31日現在の総議決権17,451個数に、本第三者割当による株式に係る議決権の数1,815個を加えて、算定しております。
3. 本第三者割当前においては自己株式4,925,412株を保有しており、本第三者割当後も自己株式3,110,412株を保有することとなりますが、上記大株主からは除いております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年2月14日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成26年2月14日）現在においてもその判断に変更はありません。

2. 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第86期事業年度）提出日（平成25年3月29日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年2月14日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成25年4月1日提出。企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書）

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年3月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金5円。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、吉田泰邦、井上寛、齊藤俊雄、西田重信、東照二、細田八朗、関谷正、安藤司、福間芳彦及び花崎学の10氏を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、秋山義一氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	12,333	45	10	(注)1 -	(注)2 可決 (98.5%)
第2号議案			-	(注)1 -	注(2)
吉田泰邦	12,180	208	0		可決 (97.3%)
井上 寛	12,255	133	0		可決 (97.9%)
齊藤俊雄	12,327	61	0		可決 (98.5%)
西田重信	12,327	61	0		可決 (98.5%)
東 照二	12,327	61	0		可決 (98.5%)
細田八朗	12,322	66	0		可決 (98.4%)
関谷 正	12,327	61	0		可決 (98.5%)
安藤 司	12,327	61	0		可決 (98.5%)
福間芳彦	12,317	71	0		可決 (98.4%)
花崎 学	12,291	97	0		可決 (98.2%)
第3号議案 秋山義一	12,340	48	0	(注)1 -	(注)2 可決 (98.6%)

(注)1. 各議案の可決要件は次の通りです。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 賛成の割合の計算方法は次の通りです。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び本総会の当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

(平成25年6月24日提出。企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書)

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなるもの

株式会社エー・ティ・エス

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

当該主要株主の所有議決権の数

異動前 3,921個

異動後 1,410個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 19.64%

異動後 8.08%

(3) 当該異動の年月日

平成25年6月18日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 1,120百万円
本報告書提出日現在の発行済株式総数 22,400,000株

3. 自己株式の取得状況

第86期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの自己株式の取得等は次のとおりであります。

株式の種類 普通株式

1. 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

平成26年2月13日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(平成25年6月17日)での決議状況 (取得期間 平成25年6月18日～平成25年6月18日)	2,700,000		696,600,000
報告月における取得自己株式(取得日)	6月18日	2,511,000	647,838,000
計	-	2,511,000	647,838,000
報告月末現在の累積取得自己株式	2,511,000		647,838,000
自己株式取得の進捗状況(%)	93.0		93.0

(注) 平成25年6月17日開催の取締役会において、東京証券取引所の立会外取引(ToSTNeT-3)による自己株式の取得を決議し、平成25年6月18日に当該決議にかかる取得を終了しました。

2. 保有状況

平成26年2月13日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	22,400,000
保有自己株式数	4,925,412

4. 最近の業績の概要

平成26年2月14日開催の取締役会において承認された第87期事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領していません。

【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	888	350
受取手形	5 85	5 84
売掛金	4,931	4,817
商品及び製品	6,227	6,152
原材料及び貯蔵品	3,297	4,168
前払費用	115	142
繰延税金資産	135	173
その他	216	153
貸倒引当金	5	5
流動資産合計	15,892	16,037
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,622	2,660
減価償却累計額	7 1,732	7 1,791
建物（純額）	889	869
構築物	5,898	6,022
減価償却累計額	5,031	5,095
構築物（純額）	866	927
機械及び装置	18,612	18,852
減価償却累計額	16,140	16,592
機械及び装置（純額）	2,471	2,260
船舶・車輛及び運搬具	501	503
減価償却累計額	300	346
船舶・車輛及び運搬具（純額）	201	157
工具、器具及び備品	627	642
減価償却累計額	536	567
工具、器具及び備品（純額）	91	75
土地	1 9,411	1 9,419
リース資産	28	37
減価償却累計額	12	19
リース資産（純額）	15	18
建設仮勘定	63	120
有形固定資産合計	2 14,011	2,3 13,848
無形固定資産		
ソフトウェア	233	178
リース資産	36	21
ソフトウェア仮勘定	3	13
その他	5	5
無形固定資産合計	279	219
投資その他の資産		
投資有価証券	262	338
関係会社株式	70	58
従業員に対する長期貸付金	1	0
長期前払費用	3	42
繰延税金資産	56	-
その他	57	56
投資その他の資産合計	451	496
固定資産合計	14,742	14,563
資産合計	30,635	30,600

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	3	3
買掛金	1,025	1,109
短期借入金	² 8,379	² 7,120
1年内返済予定の長期借入金	² 1,392	² 1,539
リース債務	21	17
未払金	613	³ 787
未払費用	74	67
未払法人税等	66	228
未払消費税等	-	47
預り金	461	458
賞与引当金	35	35
修繕引当金	163	163
設備関係支払手形	7	9
その他	2	94
流動負債合計	12,247	11,681
固定負債		
長期借入金	² 3,576	² 4,337
リース債務	33	25
繰延税金負債	-	19
再評価に係る繰延税金負債	¹ 3,053	¹ 3,053
退職給付引当金	246	98
長期未払金	161	³ 466
固定負債合計	7,071	8,000
負債合計	19,318	19,681
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,120	1,120
資本剰余金		
資本準備金	14	14
資本剰余金合計	14	14
利益剰余金		
利益準備金	265	265
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	74	67
別途積立金	920	920
繰越利益剰余金	3,960	4,169
利益剰余金合計	5,221	5,423
自己株式	598	1,245
株主資本合計	5,757	5,311
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7	40
土地再評価差額金	¹ 5,566	¹ 5,566
評価・換算差額等合計	5,559	5,607
純資産合計	11,316	10,919
負債純資産合計	30,635	30,600

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日)
売上高		
製品売上高	32,785	38,902
商品売上高	7,291	641
売上高合計	40,077	39,543
売上原価		
製品売上原価		
製品期首たな卸高	2,991	3,678
当期製品製造原価	30,379	35,792
小計	33,371	39,471
他勘定振替高	2 961	2 1,021
製品期末たな卸高	3,678	3,999
製品売上原価	30,654	36,493
商品売上原価		
商品期首たな卸高	40	93
当期商品仕入高	6,900	466
小計	6,941	559
商品他勘定振替高	6	10
商品期末たな卸高	93	71
商品売上原価	6,841	477
商品及び製品売上原価	37,495	36,971
売上総利益	2,581	2,572
販売費及び一般管理費		
販売費	3 1,002	3 1,055
一般管理費	4,5 1,288	4,5 1,218
販売費及び一般管理費合計	2,290	2,273
営業利益	290	299
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	6	7
受取賃貸料	1 216	1 228
為替差益	55	115
雑収入	101	68
営業外収益合計	380	420
営業外費用		
支払利息	223	204
固定資産賃貸費用	209	197
雑支出	26	42
営業外費用合計	459	444
経常利益	212	275

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日)
特別利益		
受取保険金	1,478	505
特別利益合計	1,478	505
特別損失		
火災損失	594	48
固定資産除却損	6 21	6 17
関係会社株式評価損	-	12
特別損失合計	615	78
税引前当期純利益	1,074	703
法人税、住民税及び事業税	397	246
過年度法人税等	-	54
法人税等調整額	35	12
法人税等合計	433	313
当期純利益	641	389

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	1,120	14	14	265	83	920	3,614	4,883
当期変動額								
剰余金の配当							304	304
固定資産圧縮積立金の取崩					8		8	
当期純利益							641	641
自己株式の取得								
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計					8		346	337
当期末残高	1,120	14	14	265	74	920	3,960	5,221

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価 差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	532	5,484	24	5,566	5,542	11,027
当期変動額						
剰余金の配当		304				304
固定資産圧縮積立金の取崩						
当期純利益		641				641
自己株式の取得	65	65				65
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			17		17	17
当期変動額合計	65	272	17		17	289
当期末残高	598	5,757	7	5,566	5,559	11,316

当事業年度(自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							利益剰余金合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,120	14	14	265	74	920	3,960	5,221
当期変動額								
剰余金の配当							187	187
固定資産圧縮積立金の取崩					7		7	
当期純利益							389	389
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計					7		209	202
当期末残高	1,120	14	14	265	67	920	4,169	5,423

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	598	5,757	7	5,566	5,559	11,316
当期変動額						
剰余金の配当		187				187
固定資産圧縮積立金の取崩						
当期純利益		389				389
自己株式の取得	647	647				647
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			48		48	48
当期変動額合計	647	445	48		48	397
当期末残高	1,245	5,311	40	5,566	5,607	10,919

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,074	703
減価償却費	1,154	926
貸倒引当金の増減額（ は減少）	1	-
賞与引当金の増減額（ は減少）	5	0
修繕引当金の増減額（ は減少）	11	0
退職給付引当金の増減額（ は減少）	35	147
受取利息及び受取配当金	6	7
為替差損益（ は益）	61	21
支払利息	223	204
受取保険金	1,478	505
固定資産除却損	21	17
関係会社株式評価損	-	12
売上債権の増減額（ は増加）	147	114
たな卸資産の増減額（ は増加）	76	796
仕入債務の増減額（ は減少）	3,396	83
未払金の増減額（ は減少）	99	15
未払費用の増減額（ は減少）	52	5
未払消費税等の増減額（ は減少）	237	147
その他	52	26
小計	2,854	807
利息及び配当金の受取額	6	7
利息の支払額	224	204
保険金の受取額	1,478	505
法人税等の支払額	1,196	183
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,789	932
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の解約による収入	-	210
定期預金の預入による支出	210	-
有形及び無形固定資産の取得による支出	1,243	705
投資有価証券の取得による支出	1	1
貸付金の回収による収入	0	0
その他	22	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,476	494
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	3,225	1,259
長期借入れによる収入	1,920	2,300
長期借入金の返済による支出	1,268	1,392
配当金の支払額	303	185
自己株式の取得による支出	65	647
その他	20	440
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,487	745
現金及び現金同等物に係る換算差額	55	21
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	833	328
現金及び現金同等物の期首残高	1,512	678
現金及び現金同等物の期末残高	678	350

[次へ](#)

財務諸表に関する注記事項

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計方針）

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの...決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの...移動平均法による原価法

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

(1) デリバティブ...時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

機械及び装置については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械及び装置 2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金、受取手形等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与にあてるため、次期支給見込額のうち当期間対応分を計上しております。

(3) 修繕引当金

製造設備の定期修繕に要する支出見込額のうち、当事業年度に負担すべき費用を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、直近の年金財政計算上の数理債務から年金資産を控除した額に相当する金額を計上しております。

6 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。為替予約が付されている外貨建金銭債務等については振当処理の要件を満たしている場合、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象...外貨建金銭債務等、借入金

(3) ヘッジ方針

市場リスクを受ける資産、負債の範囲内で取引を行っており、資産及び負債が負う為替変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後の相場変動またはキャッシュ・フローの変動による相関関係が確保されているため、その判定をもって有効性の判定に代えております。

7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

- 1 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日改正)に基づき事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法...土地再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第3号、第4号及び第5号の規定により算出。

・再評価を行った年月日...平成12年12月31日

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	2,871百万円	3,102百万円

2 担保に供している資産

(1) 有形固定資産

(イ)工場財団

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
建物	621百万円	623百万円
構築物	809	878
機械及び装置	1,979	1,865
工具、器具及び備品	44	42
土地	6,569	6,569
計	10,024百万円	9,979百万円

(ロ)その他

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
建物	8百万円	7百万円
土地	215	215
計	223百万円	223百万円

担保資産計

10,248百万円

10,202百万円

上記に対する債務

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
短期借入金	1,092百万円	588百万円
長期借入金	4,717	5,203
(うち1年内返済分)	(1,300)	(1,512)
計	5,810百万円	5,792百万円

3 割賦払いによる所有権留保資産

割賦払いにより購入しているため、所有権が留保されている資産及び未払金残高は次のとおりであります。

所有権が留保されている資産

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
機械及び装置	百万円	375百万円
船舶・車輛及び運搬具		0
工具、器具及び備品		8
計	百万円	383百万円

未払金残高

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
未払金	百万円	99百万円
長期未払金		363
計	百万円	462百万円

4 偶発債務

連帯債務

	前事業年度 (平成24年12月31日)	共有船舶相互 連帯債務	当事業年度 (平成25年12月31日)	共有船舶相互 連帯債務
豊晃海運（有）	521百万円		468百万円	
		豊晃海運（有）		

- 5 期末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理をしております。したがって事業年度末日が金融機関の休日のため次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
受取手形	0百万円	2百万円

- 6 運転資金の効率的な調達を行なうため取引銀行5行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。事業年度末日における貸出コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
貸出コミットメントライン契約の総額	5,000百万円	6,000百万円
借入実行残高	5,000	4,500
差引額	百万円	1,500百万円

- 7 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(損益計算書関係)

- 1 関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
受取賃貸料	203百万円	215百万円

- 2 他勘定振替高の主なものは、外注加工品の受入、再生による工程投入、輸出免税等であります。

- 3 販売費の主な内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
販売運賃諸掛	912百万円	960百万円

- 4 一般管理費の主な内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
役員報酬	255百万円	252百万円
従業員給料及び賞与手当	358	352
研究開発費	168	160
退職給付費用	40	6
賞与引当金繰入額	11	11
減価償却費	60	55

- 5 (前事業年度)

研究開発費の総額は168百万円であり、すべて一般管理費に含まれております。

(当事業年度)

研究開発費の総額は160百万円であり、すべて一般管理費に含まれております。

6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
建物	1百万円	0百万円
構築物	0	4
機械及び装置	19	12
工具、器具及び備品	0	
有形リース資産		0
計	21百万円	17百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1 発行済株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	22,400,000			22,400,000
合 計	22,400,000			22,400,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,126,438	287,974		2,414,412
合 計	2,126,438	287,974		2,414,412

(注)自己株式の株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得による増加287,000株、単元未満株式の買取による増加974株であります。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年3月29日 定時株主総会	普通株式	202	10.00	平成23年12月31日	平成24年3月30日
平成24年7月27日 取締役会	普通株式	101	5.00	平成24年6月30日	平成24年9月10日

(注)平成24年3月29日定時株主総会決議の1株当たり配当額10円には、創立60周年記念配当3円を含んでおります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	99	5.00	平成24年12月31日	平成25年3月29日

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1 発行済株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	22,400,000			22,400,000
合 計	22,400,000			22,400,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,414,412	2,511,000		4,925,412
合 計	2,414,412	2,511,000		4,925,412

(注)自己株式の株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,511,000株であります。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年3月28日 定時株主総会	普通株式	99	5.00	平成24年12月31日	平成25年3月29日
平成25年7月30日 取締役会	普通株式	87	5.00	平成25年6月30日	平成25年9月9日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	87	5.00	平成25年12月31日	平成26年3月31日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
現金及び預金	888百万円	350百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	210	
現金及び現金同等物	678百万円	350百万円

(有価証券関係)

前事業年度(平成24年12月31日)

1. 子会社株式（貸借対照表計上額70百万円）は、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	118	109	8
小計	118	109	8
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	59	79	20
小計	59	79	20
合計	178	189	11

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額84百万円）は、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券で時価のあるもの」には含めておりません。

当事業年度(平成25年12月31日)

1. 子会社株式（貸借対照表計上額58百万円）は、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	220	148	72
小計	220	148	72
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	32	42	9
小計	32	42	9
合計	253	190	63

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額84百万円）は、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券で時価のあるもの」には含めておりません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
(1) 退職給付債務(百万円)	1,042	1,010
(2) 年金資産(百万円)	796	912
(3) 未積立退職給付債務(百万円)	246	98

(注) 退職給付債務の算定にあたっては、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用の内訳

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
(1) 勤務費用(百万円)	85	29
(2) 退職給付費用(百万円)	85	29

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は、簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税等	7百万円	18百万円
賞与引当金	13	13
退職給付引当金	87	35
減損損失	2	2
投資有価証券評価損	53	53
たな卸資産評価損	47	75
修繕引当金	61	61
その他	16	13
計	290百万円	274百万円
評価性引当額	56	61
繰延税金資産合計	234百万円	213百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	41百万円	37百万円
その他有価証券評価差額金	百万円	22百万円
繰延税金負債合計	41百万円	59百万円
繰延税金資産の純額	192百万円	153百万円

(注) 繰延税金資産及び負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	135百万円	173百万円
固定資産 - 繰延税金資産	56百万円	百万円
固定負債 - 繰延税金負債	百万円	19百万円

なお、この他に土地再評価に係る繰延税金負債があります（前事業年度3,053百万円、当事業年度3,053百万円）。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
法定実効税率		37.75%
(調整)		
過年度法人税等		7.73%
その他		0.86%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		44.61%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

当社は、石油精製及び石油製品の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当社は、石油精製及び石油製品の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	ワックス	重油	その他仕入商品	合計
外部顧客への売上高	16,038	23,862	176	40,077

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	アジア (日本を除く)	その他	合計
35,063	2,730	1,927	355	40,077

(注)売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
三菱商事株式会社	7,559	石油精製及び石油製品の製造販売事業

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	ワックス	重油	その他仕入商品	合計
外部顧客への売上高	17,853	21,519	171	39,543

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	アジア (日本を除く)	その他	合計
32,826	4,040	2,336	340	39,543

(注)売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
三菱商事株式会社	9,030	石油精製及び石油製品の製造販売事業
明和トレーディング株式会社	4,367	石油精製及び石油製品の製造販売事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
1株当たり純資産額	566.24円	624.86円
1株当たり当期純利益	31.84円	20.90円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
損益計算書上の当期純利益(百万円)	641	389
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益(百万円)	641	389
普通株式の期中平均株式数(株)	20,152,354	18,630,336

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(開示の省略)

リース取引、金融商品、デリバティブ取引、ストック・オプション等、企業結合等、資産除去債務、賃貸等不動産、関連当事者情報に関する注記事項については、決算短信における開示の必要性が大きくないと考えられるため、開示を省略しております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第86期)	自 至	平成24年1月1日 平成24年12月31日	平成25年3月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第87期第3四半期)	自 至	平成25年7月1日 平成25年9月30日	平成25年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年3月29日

日本精蠟株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田高志

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮下毅

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本精蠟株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第86期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を核

討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精蠟株式会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本精蠟株式会社の平成24年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本精蠟株式会社が平成24年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出
会
社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月14日

日本精蠟株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 賢一 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮下 毅 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本精蠟株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第87期事業年度の第3四半期会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成25年1月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、日本精蠟株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。